

○特定非営利活動促進法施行条例施行規則

平成十年十一月二十四日

奈良県規則第二十五号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則をここに公布する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)及び特定非営利活動促進法施行条例(平成十年十月奈良県条例第七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二四規則六二・一部改正)

(設立の認証の申請)

第二条 条例第二条第一項の規則で定める申請書は、設立認証申請書(第一号様式)とする。

2 条例第二条第二項の規則で定める書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面とする。

一 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の適用を受ける役員 住民票の写し

二 前号に掲げる役員以外の役員 当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項第二号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

4 第二項各号に掲げる書面は、申請の日前六月以内に作成されたものに限る。

5 法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類の提出部数は、それぞれ二部とする。

(平一五規則三・平二四規則六二・一部改正)

(補正)

第二条の二 法第十条第四項(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による補正は、補正書(第一号様式の二)によらなければならない。

(平二四規則六二・追加、令三規則四四・一部改正)

(社員総会の議事録)

第二条の三 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 社員総会の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 社員総会の日時及び場所

二 社員総会の議事の経過の要領及びその結果

3 法第十四条の九第一項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の議事録は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。

一 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 社員総会の決議があったものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(平二四規則六二・追加)

(役員の変更等の届出)

第三条 法第二十三条第一項の規定による届出は、役員変更等届出書(第二号様式)によらなければならない。

2 法第二十三条第二項の規定の適用を受ける場合における第二条第四項の規定の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(平一五規則三・平二四規則六二・一部改正)

(定款の変更の認証の申請)

第四条 条例第四条第一項の規則で定める申請書は、定款変更認証申請書(第三号様式)とする。

2 前項の申請書には、法第二十五条第四項及び法第二十六条第二項の規定により添付する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款の変更の理由を記載した書類

二 変更しようとする定款の内容について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした対照表を記載した書類

3 法第二十五条第四項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第二十六条第二項の規定により添付する法第十条第一項第二号イの書類の提出部数は、それぞれ二部とする。

(平一五規則三・平二四規則六二・一部改正)

(定款の変更の届出)

第五条 条例第四条第二項の規則で定める届出書は、定款変更届出書(第四号様式)とする。

(平二四規則六二・全改)

(事業報告書等の提出)

第六条 法第二十九条の規定により提出する事業報告書等の提出部数は、それぞれ一部とす

る。

(平一五規則三・平二四規則六二・一部改正)

(事業報告書等の公開の用に供する書類の提出)

第七条 法第三十条の閲覧又は謄写の用に供するため、特定非営利活動法人は、設立又は合併の認証を受けたときは、法第十三条第二項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出書の提出時に併せて、定款並びに当該設立又は合併の時の財産目録及び登記に関する書類の写しを知事に提出しなければならない。

2 法第三十条の閲覧又は謄写の用に供するため、特定非営利活動法人は、定款の変更の認証を受けたときは、遅滞なく、当該変更後の定款を知事に提出しなければならない。

3 法第三十条の閲覧又は謄写の用に供するため、特定非営利活動法人は、毎事業年度一回、事業報告書等を作成したときは、法第二十九条の規定による事業報告書等の提出時に併せて、当該事業報告書等の写しを知事に提出しなければならない。

(平一五規則三・平二四規則六二・一部改正)

(事業の成功の不能による解散の認定の申請)

第八条 法第三十一条第二項の認定を受けようとするときは、解散認定申請書(第五号様式)により申請しなければならない。

(平二四規則六二・一部改正)

(解散の届出)

第九条 法第三十一条第四項の規定による届出は、解散届出書(第六号様式)によらなければならない。

2 前項の届出には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(平一七規則二八・平二四規則六二・一部改正)

(残余財産の譲渡の認証の申請)

第十条 法第三十二条第二項の認証を受けようとするときは、残余財産譲渡認証申請書(第七号様式)により申請しなければならない。

(平二四規則六二・一部改正)

(合併の認証の申請書)

第十一条 条例第七条第一項の規則で定める申請書は、合併認証申請書(第八号様式)とする。

(平二四規則六二・一部改正)

(清算人の就任の届出)

第十二条 法第三十一条の八の規定による届出は、清算人就任届出書(第九号様式)によらなければならない。

2 前項の届出には、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(平一七規則二八・平二〇規則二三・平二四規則六二・一部改正)

(清算終了の届出)

第十三条 法第三十二条の三の規定による届出は、清算終了届出書(第十号様式)によらなければならない。

2 前項の届出には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(平一七規則二八・平二〇規則二三・平二四規則六二・一部改正)

(検査する職員の証明書)

第十四条 法第四十一条第三項(法第六十四条第七項において準用する場合を含む。)の証明書は、身分証明書(第十一号様式)によるものとする。

(平二四規則六二・一部改正)

(認定の申請書)

第十五条 条例第八条の規則で定める申請書は、認定申請書(第十二号様式)とする。

(平二四規則六二・追加)

(認定の有効期間の更新申請)

第十六条 条例第九条の規則で定める申請書は、有効期間更新申請書(第十三号様式)とする。

(平二四規則六二・追加)

(代表者の氏名の変更の届出)

第十七条 法第五十三条第一項(法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、代表者氏名変更届出書(第十四号様式)によらなければならない。

(平二四規則六二・追加)

(役員報酬規程等の公開の用に供する書類の提出)

第十八条 法第五十六条の閲覧又は謄写の用に供するため、認定特定非営利活動法人は、法第四十九条の通知を受けたときは、遅滞なく、法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類の写しを知事に提出しなければならない。

2 法第五十六条の閲覧又は謄写の用に供するため、認定特定非営利活動法人は、毎事業年度一回、法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を作成したときは、法第

五十五条第一項の規定による提出時に併せて、それらの書類の写しを知事に提出しなければならない。

3 法第五十六条の閲覧又は謄写の用に供するため、認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、法第五十五条第二項の規定による提出時に併せて、法第五十四条第三項の書類の写しを知事に提出しなければならない。

4 前三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。

(平二四規則六二・追加、平二九規則四九・一部改正)

(特例認定の申請書)

第十九条 条例第十二条の規則で定める申請書は、特例認定申請書(第十五号様式)とする。

(平二四規則六二・追加、平二九規則四九・一部改正)

(合併の認定の申請書)

第二十条 条例第十三条の規則で定める申請書は、合併認定申請書(第十六号様式)とする。

(平二四規則六二・追加)

(書面の保存等における情報通信の技術を利用する方法)

第二十一条 条例第十四条第二項の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製する方法により行わなければならない。

(平一八規則三四・追加、平二四規則六二・旧第十五条繰下・一部改正)

第二十二条 条例第十四条第二項の備置きは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定による備置きを行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならない。

(平一八規則三四・追加、平二四規則六二・旧第十六条繰下・一部改正)

第二十三条 条例第十四条第二項の閲覧は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

(平一八規則三四・追加、平二四規則六二・旧第十七条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

設立認証申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 郵便番号
住所又は居所
氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を
設立することについて認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番(縦長)とすること。
- 2 3には、主たる事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。

第1号様式の2(第2条の2関係)

補 正 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 郵便番号
住所又は居所
氏名
電話番号

年 月 日に提出した に不備がありましたので、特定非
営利活動促進法第10条第4項(同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含
む。)の規定により、下記のとおり補正します。

記

1 補正の内容

補正前の内容	補正後の内容

2 補正の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番(縦長)とすること。
- 2 補正の内容の欄には、当該補正した内容のみを記載すること。
- 3 次の書類について補正する場合は、補正後の書類を2部添付すること。
 - ア 定款
 - イ 役員名簿
 - ウ 設立趣旨書
 - エ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - オ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

第2号様式(第3条関係)

役員変更等届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

電話番号

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、届け出ます。

記

変更事項	変更年月日	役職名	氏名	住所又は居所

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番(縦長)とすること。
- 2 変更事項の欄には、「新任」、「再任」、「任期満了」、「死亡」、「辞任」、「解任」、「住所又は居所の異動」、「改姓又は改名」の別を記載し、また、補欠のため、又は増員により就任した場合には、その旨を括弧を付して併記すること。ただし、任期満了と同時に再任された場合には、「再任」とだけ記載すること。
- 3 役職名の欄には、「理事」又は「監事」の別を記載すること。
- 4 「改姓」又は「改名」の場合には、氏名の欄に「旧姓」又は「旧名」を括弧を付して併記すること。
- 5 住所又は居所の欄には、特定非営利活動促進法施行条例施行規則第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

第3号様式(第4条関係)

定 款 変 更 認 証 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

郵便番号

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により定款の変更の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番(縦長)とすること。

第4号様式(第5条関係)

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

奈良県知事 殿

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

電話番号

下記のとおり定款の変更をいたしましたので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容

変 更 前 の 定 款 の 条 文	変 更 後 の 定 款 の 条 文

2 変更の時期

3 変更の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番(縦長)とすること。
- 2 変更の内容の項には、当該変更された条文等のみを記載すること。

第5号様式(第8条関係)

解 散 認 定 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

郵便番号

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項による認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 解散の理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番(縦長)とすること。

第6号様式(第9条関係)

解 散 届 出 書

年 月 日

奈良県知事 殿

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第31条第1項第()号に掲げる事由により、下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 解散した特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 解散の理由
- 3 残余財産の処分方法

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番(縦長)とすること。
- 2 括弧内には、解散事由の区分に応じて「1」、「2」、「4」、又は「6」を記入すること。

第7号様式(第10条関係)

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

清算人 郵便番号

住所又は居所

氏名

電話番号

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 残余財産を譲渡する特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 譲渡すべき残余財産
- 3 残余財産の譲渡を受ける者

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番(縦長)とすること。
- 2 残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

第8号様式(第11条関係)

合 併 認 証 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

(合併しようとする特定非営利活動法人)

郵便番号

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

電話番号

(合併しようとする特定非営利活動法人)

郵便番号

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の合併の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人)

- 1 名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番(縦長)とすること。
- 2 合併しようとする法人が3以上の場合には、(合併しようとする特定非営利活動法人)の欄に、「郵便番号」、「主たる事務所の所在地」、「法人の名称」、「代表者氏名」及び「電話番号」を追加して記載すること。

第9号様式(第12条関係)

清算人 就任届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

下記のとおり特定非営利活動法人の清算人として就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 就任した特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 就任した清算人の住所又は居所及び氏名
- 3 就任した年月日

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番(縦長)とすること。

第10号様式(第13条関係)

清算終了届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

清算人 住所又は居所

氏名

電話番号

下記の特定非営利活動法人の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第3条の3の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 清算が終了した特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地
- 2 清算が終了した年月日

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番(縦長)とすること。

第11号様式(第14条関係)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
所属	写 真
職名	
氏名	
<p>上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項又は第64条第1項若しくは第2項の規定により特定非営利活動法人又は認定特定非営利活動法人若しくは特例認定特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査する職員であることを証明します。</p>	
年 月 日	
奈良県知事 印	

(裏)

特定非営利活動促進法(抜粋)

(報告及び検査)

- 第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。
- 3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告及び検査)

- 第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(第5項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。)に提示させなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第1項又は第2項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第1項又は第2項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第3項又は前項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査をする職員が、当該検査により第3項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項又は第2項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第3項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番(縦長)とする。

第12号様式(第15条関係)

認 定 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 郵便番号
主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の設立年月日
- 2 過去の認定又は特例認定の有無(有の場合は、その有効期間)
- 3 認定又は特例認定の取消しの有無(有の場合は、その取消日)
- 4 事業年度
- 5 パブリックサポートテスト要件
(相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定)
- 6 現に特定非営利活動法人が行っている事業の概要
- 7 従たる事務所の所在地及びその責任者の氏名

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番(縦長)とすること。

第13号様式(第16条関係)

有効期間更新申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 郵便番号
主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者氏名
電話番号

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けたいので、特定非営利活動促進法第51条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 認定の有効期間
- 2 認定の有効期間の満了日の6月前の日
- 3 認定の有効期間の満了日の3月前の日
- 4 事業年度
- 5 パブリックサポートテスト要件
(相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定)
- 6 現に認定特定非営利活動法人が行っている事業の概要
- 7 従たる事務所の所在地及びその責任者の氏名

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番(縦長)とすること。

第14号様式(第17条関係)

代 表 者 氏 名 変 更 届 出 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 郵便番号
主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者氏名
電話番号

下記のとおり代表者の氏名の変更があったので、特定非営利活動促進法第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により届け出ます。

記

変更年月日	変更前の氏名	変更後の氏名

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番(縦長)とすること。

第15号様式(第19条関係)

特 例 認 定 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 郵便番号
主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第58条第1項の特例認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の設立年月日
- 2 過去の認定又は特例認定の有無
- 3 事業年度
- 4 現に特定非営利活動法人が行っている事業の概要

- 5 従たる事務所の所在地及びその責任者の氏名

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番(縦長)とすること。

第16号様式(第20条関係)

合併認定申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 郵便番号
主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第63条第1項の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
第63条第2項

記

- 1 認定又は特例認定の年月日
- 2 認定又は特例認定の有効期間
- 3 事業年度
- 4 パブリックサポートテスト要件(認定特定非営利活動法人の場合に限る。)
(相対値基準・原則 相対値基準・小規模法人 絶対値基準 条例個別指定)
- 5 合併後存続し、又は合併により設立する法人
 - ア 名称
 - イ 代表者の氏名
 - ウ 主たる事務所の所在地
 - エ 現に行っている事業の概要
- 6 合併により消滅する法人
 - ア 名称
 - イ 代表者の氏名
 - ウ 主たる事務所の所在地
 - エ 現に行っている事業の概要

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番(縦長)とすること。
- 2 合併により消滅する法人が2以上の場合には、6にアからエまでの内容を追加して記載すること。

附 則(平成一五年規則第三号)

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第二八号)

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則(平成一八年規則第三四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則に定める第一号様式による申請書は、この規則による改正後の特定非営利活動促進法施行条例施行規則に定める第一号様式による申請書とみなす。

附 則(平成二〇年規則第二三号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(平成二四年規則第六二号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項及び第三項の改正規定は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則(平成二九年規則第四九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号)による改正前の特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「旧法」という。)第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係るこの規則による改正前の特定非営利活動促進法施行条例施行規則第十八条第三項の規定による旧法第五十四条第四項の書類の写しの知事への提出については、なお従前の例による。

附 則(令和二年規則第四一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年規則第四四号)

この規則は、令和三年六月九日から施行する。

附 則(令和三年規則第六四号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

(平18規則34・全改、令2規則41・令3規則64・一部改正)

第1号様式の2(第2条の2関係)

(平24規則62・追加、令2規則41・令3規則44・令3規則64・一部改正)

第2号様式(第3条関係)

(令2規則41・一部改正)

第3号様式(第4条関係)

(令2規則41・令3規則64・一部改正)

第4号様式(第5条関係)

(令2規則41・一部改正)

第5号様式(第8条関係)

(令2規則41・令3規則64・一部改正)

第6号様式(第9条関係)

(令2規則41・一部改正)

第7号様式(第10条関係)

(令2規則41・令3規則64・一部改正)

第8号様式(第11条関係)

(平24規則62・令2規則41・令3規則64・一部改正)

第9号様式(第12条関係)

(平20規則23・令2規則41・一部改正)

第10号様式(第13条関係)

(平20規則23・令2規則41・一部改正)

第11号様式(第14条関係)

(平24規則62・全改、平29規則49・令2規則41・一部改正)

第12号様式(第15条関係)

(平24規則62・追加、平29規則49・令2規則41・令3規則64・一部改正)

第13号様式(第16条関係)

(平24規則62・追加、令2規則41・令3規則64・一部改正)

第14号様式(第17条関係)

(平24規則62・追加、令2規則41・令3規則64・一部改正)

第15号様式(第19条関係)

(平24規則62・追加、平29規則49・令2規則41・令3規則64・一部改正)

第16号様式(第20条関係)

(平24規則62・追加、平29規則49・令2規則41・令3規則64・一部改正)